

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

佐世保市長 朝長 則男

保育所等の登園自粛のお願いの終了について

【要請期間終了日:5月20日(水)】

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みにつきまして、外出の自粛など、多大にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

保育所等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、ご家庭での保育が可能な場合は、緊急事態宣言の対象期間にあわせ、令和2年5月31日(日)までの登園自粛をお願いしていたところです。

今回、令和2年5月14日(木)付で緊急事態宣言が解除されたことにより、本市からの登園自粛のお願いにつきましても、以下のとおり前倒しで終了させていただくことといたします。

保護者の皆様におかれましては、登園自粛のお願いに対するご理解、ご協力、またこの間も生活の下支えをしていただくため就労の従事等、全ての皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

なお、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではございませんので、各ご家庭におかれましては、日常生活における検温や手洗い等、感染予防対策の実践と徹底を引き続きお願いいたします。

登園自粛のお願い期間

○令和2年4月20日(月)から令和2年5月20日(水)まで

※緊急事態宣言が当初の予定より前倒しとなったことから、お願い期間を前倒しで終了させていただくため、周知、対応期間として一定期間を設けるものです。

※登園自粛のお願い期間終了日以前の登園を妨げるものではありません。

登園自粛した場合の保育料について

○登園日数に応じた日割り計算とします。

○対象となる期間の保育料(日割計算前)は、納期限までに一旦お支払いをお願いします。

その後生じる差額については、後日、還付する予定です。(詳細については別途お知らせいたします。)

○上記事項については、令和2年4月19日以前、並びに令和2年5月21日以降の保育料には適用されません。

お問い合わせ先

佐世保市 子ども未来部 子ども支援課 電話 0956(25)9739